

那須烏山市工事費内訳書等取扱規程

令和3年8月27日
那須烏山市規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、市が執行する建設工事及び建設工事関連業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札において、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が提出する工事費内訳書又は委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規程は、入札に付する全ての建設工事等を対象とする。

(工事費内訳書等の提出)

第3条 入札執行者（那須烏山市入札事務取扱規程（平成17年10月那須烏山市規程第20号）第2条第1項に規定する一般競争入札又は指名競争入札の執行者である副市長（副市長に事故があるとき、又は副市長が欠けたときは、その職務を代理する総務課長）をいう。）は、建設工事等の入札を執行するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事費内訳書等を作成させるとともに、電子入札システムにより、入札書の提出と併せ、電子ファイルで提出させるものとする。ただし、紙入札参加者にあつては、工事費内訳書等を封書し、持参又は郵送により提出させるものとする。

(1) 建設工事 工事費内訳書

(2) 建設工事関連業務委託 委託費内訳書

2 前項の規定により提出された工事費内訳書等のうち、低入札価格調査制度が適用になる入札については、工事費内訳書等の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(工事費内訳書等の記載内容)

第4条 入札参加者が工事費内訳書等に記載しなければならない事項は、次の表に掲げるとおりとする。

種類	記載事項	
	名称等	数量、金額等
工事費内訳書	入札参加者名、工事名、工事箇所名及び設計図書等に記載する項目と同項目	工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位及び金額並びに合計額
委託費内訳書	入札参加者名、業務名、委託箇所名及び設計図書等に記載する項目と同項目	委託費の内訳となる各項目に対応した数量、単位及び金額並びに合計額

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、工事費内訳書等の取扱いについて、一般競争入札にあつては入札公告

又は入札説明書に、指名競争入札にあつては入札通知書に記載することその他必要な方法により周知するものとする。

(工事費内訳書等の確認)

第6条 提出された工事費内訳書等は、原則、開札後に確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるときは、開札前に工事費内訳書等を確認するものとする。

- (1) 談合情報があつたとき。
- (2) 入札参加者が不良又は不適格な者と疑われる事実が確認されたとき。
- (3) その他適切な競争入札を執行するために必要があると入札執行者が認めたとき。

(不備があつた場合の取扱い)

第7条 低入札価格調査制度が適用になる建設工事に係る入札にあつては、前条の規定により工事費内訳書を確認した結果、当該工事費内訳書に不備があるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める取扱いとする。

- (1) 工事費内訳書の提出がない場合 無効
- (2) 工事費内訳書の内容が明らかに他の建設工事の工事費内訳書であると入札執行者が判断した場合 無効
- (3) 第4条に規定する工事費内訳書に記載しなければならない事項について、記載されていない場合又は明らかに誤って記載されている場合 失格
- (4) 工事費内訳書の合計額が入札価格と整合しない場合 失格
- (5) その他工事費内訳書の不備により適切な入札の執行に支障があると入札執行者が認めた場合 失格

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。